

社会福祉法人すくすくどろんこの会
公私連携幼保連携型認定こども園ほのおかこども園運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 社会福祉法人すくすくどろんこの会が設置する公私連携幼保連携型認定こども園ほのおかこども園（以下「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年茂原市条例第13号）その他の関係法令を遵守して運営する。

(名称及び所在地)

第2条 本園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 公私連携幼保連携型認定こども園ほのおかこども園
- (2) 所在地 千葉県茂原市本納3302番地1

(提供する教育・保育の内容)

第3条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づいて、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、園児に健やかな成長が図られるよう適当な環境を整えることを意識しながら、教育・保育を行う。

(子育て支援)

第4条 本園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 相互交流の場の開設等による情報提供に関する事業

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本園に次のとおり職員を置く。また、員数について非常勤職員は、実人数でなく常勤換算人数とする。ただし、職員の配置については、条例で定める配置基準以上で保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 施 設 長 1名
- (2) 副 園 長 1名

- (3) 主幹主任保育教諭 1名
 - (4) 保育教諭 16名
 - (5) 栄養士 1名
 - (6) 調理員 4名
 - (7) 養護教諭看護師 1名(看護師)
 - (8) 学校医 1名(非常勤)
 - (9) 学校歯科医 1名(非常勤)
 - (10) 学校薬剤師 1名(非常勤)
 - (11) 事務職員 1名
 - (12) 子育て支援員 2名
- 2 施設長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - 3 副園長は、施設長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
 - 4 主幹主任保育教諭は、施設長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
 - 5 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。
 - 6 栄養士は、利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳以上の幼児食に係る献立を作成する。
 - 7 調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
 - 8 養護教諭看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。
 - 9 学校医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行う。
 - 10 学校歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。
 - 11 学校薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言等を行う。
 - 12 事務職員は、本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
 - 13 地域子育て支援拠点事業に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(学年及び学期)

第6条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(開園時間)

第7条 ~~本園の開園時間は、7時から19時までとする。~~本園が定める開園時間は、次のとおりとする。

月から金曜日 7時00分から19時00分までとする。

土曜日 7時00分から18時00分までとする。

(教育・保育を行う日及び行わない日)

第8条 本園において、教育・保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 前項に定めるもののほか、本園における1号認定子どもに係る休業日は、次のとおりとする。

(1) 夏季休業 7月20日から 8月31日まで

(2) 冬季休業 12月25日から 1月 7日まで

(3) 春季休業 3月25日から 4月 5日まで

(4) 千葉県民の日 6月15日

4 その他、天候または感染症対策等で必要と認める日

(教育・保育等を行う時間)

第9条 本園において、教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども 9時00分から~~14時00分~~15時00分まで

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

イ 保育標準時間認定を受けた子ども

7時から18時までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

ロ 保育短時間認定を受けた子ども

8時から16時までの8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

2 1号認定子どもについては、前項第1号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、7時00分から9時00分まで又は~~14時00分~~15時00分から18時00分までの範囲内で、預かり保育を行うものとする。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、第1項第2号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により保育が必要な場合は、7時00分から8時00分まで又は16時00分から19時00分までの範囲内で、延長保育を行うものとする。

(利用者負担その他の費用等)

第10条 本園においては、茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第1項の規定により、保護者から園児の居住する市町村が定める額の保育料の支払を受けるものとする。

- 2 本園においては、茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、本園の教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる費用について、同表に定める額の支払を保護者から受けるものとし、その目的、支払を受ける時期は同表のとおりとする。
- 3 本園においては、茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表2のとおり実費を徴収する。
- 4 本園においては、前3項に掲げるもののほか、別表3に掲げる費用について、同表に定める額の支払を保護者から受け取るものとする。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第11条 本園の利用定員は、次のとおり定める。

- (1) 1号認定子ども 60人
- (2) 2号認定子ども 80人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 30人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(利用の開始)

- 第12条 本園の利用開始に当たり、1号認定子どもについては、保護者が本園に直接申し込むものとする。
- 2 利用の申込みのあった1号認定子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が1号認定の子どもの利用定員の総数を超える場合については、茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条第2項の規定により、~~申込みを受けた順序により、及び、本園が定める1号認定児入園選考基準に則り~~決定する。
 - 3 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用については、茂原市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

(転園、退園又は休園)

第13条 転園、退園又は休園しようとする子どもの保護者は、理由を記して職員施設長に願出するものとする。

(利用の終了)

第14条 本園は、次に掲げる場合に、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当しなくなったとき
- (3) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

- 2 **園長施設長**は、園児が全過程を修了したと認めるときは、卒園時に**修子卒園**証書を授与する。

(緊急等における対応方法)

第15条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、学校医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、茂原市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第16条 本園は、非常災害に対する具体的な計画を策定するとともに、一月に一回以上の避難訓練及び消火訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行う。

(苦情等について)

第18条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、本園は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別紙苦情対応規程に記載された通りである。

(第三者評価について)

第19条 本園にかかる第三者評価事業を**3年5年**に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

(秘密の保持について)

第20条 本園は、業務上知り得た入園児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、本園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

- 2 職員は業務上知り得た入園児またはその家族の秘密を保持しなければならない。

また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(記録の整備)

第21条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(改正について)

第22条 この規程を改正・廃止するときは、社会福祉法人すくすくどろんこの会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。

この規程は、令和8年4月1日から改正施行する。

別表1 教育・保育の質の向上を図るための費用の金額

費用	金額	目的	支払を受ける時期
行事活動費	2,000円(年額)	行事活動のため	2分の1額を4月及び10月
卒園対策費	12,000円(年額)	卒園対策のため	12分の1額を毎月

別表2 実費を徴収する費用の金額

区分	金額	支払を受ける時期
給食費(1号認定児)	月額 5,000円 〔主食 500円〕 〔副食 4,500円〕	毎月
給食費(2号認定児)	月額 5,000円 〔主食 500円〕 〔副食 4,500円〕	毎月
バス利用費(利用者のみ)	月額 1,500円	毎月
保育用品代	200~1,000円	都度
制服・体操着代	1,750~6,400円	都度

別表3 預かり保育及び延長保育の金額

区分	金額	支払を受ける時期
預かり保育料 (1号認定児)	30分毎 100円 おやつ費 1回50円 月上限 2,000円	利用月の翌月
延長保育料 (2号・3号認定児)	30分毎 100円 月上限 2,000円	利用月の翌月